

1. 件名：高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画に係る面談

2. 日時：令和4年5月18日（水）14時00分～15時20分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

上野管理官補佐、有吉上席安全審査官、小舞管理官補佐

加藤原子力規制専門員

敦賀原子力規制事務所

池谷原子力運転検査官

文部科学省

原子力課

横井原子力研究開発調査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

敦賀廃止措置実証本部 本部長 他5名

高速増殖原型炉もんじゅ 廃止措置計画課長 他1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

資料1：性能維持施設

資料2：もんじゅ廃止措置における汚染の分布評価の取り扱いについて

資料3：「もんじゅ」廃止措置物流計画検討状況について

資料4：廃止措置計画変更認可申請に向けた検討状況

資料5：廃止措置計画認可申請書と検討状況

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい。それでは本日の面談を始めさせていただきたいと思います。早速事前にお送りいただきました資料に基づきまして原子力機構の方からご説明をお願いいたします。
0:00:16	はい。原子力機構サワザキです。それでは資料の一番から順番に説明させていただきたいと思います。資料一番はちょっと門司の方から説明します。ではもんじゅよろしく申し上げます。
0:00:28	はい、もんじゅのウチハシですよろしく申し上げます。前回4月の20日の面談でご説明したところ、結構時間もたっているので、資料の変更点とそれから、
0:00:41	書いてないところにつきましても全体を通して、
0:00:45	紹介したいと考えてます。
0:00:48	資料をめくっていただきましてまず1ページ目にですね説明の要旨というのをつけさしていただきました。ページ数21ページと多くが見ましたので、全体を通して、どのようなことを考えているのかというのをまず、説明書きとして、
0:01:05	記載をいたしております。
0:01:08	大きくは1ページ目に記載してました通り、
0:01:13	五つのカテゴリーに資料構成分けております。
0:01:17	それで一つ目のカテゴリーとしましては、挨拶段階における設備の維持運用というのをどうしていくのかというところを記載しています。
0:01:26	要点といたしましては、挨拶段階の補助設備の維持とか運用につきまして、廃措置段階の各段階ございませけれども、その時のプラントの要求機能に満足させつつも、
0:01:41	安全に確実に可能な限り速やかに廃止措置を進めるというのが重要だと考えておりますので、それらについては磯知の状態変化というものをマイルストーンとして示した上で、
0:01:55	その変化に応じてどのように管理をしていくのかというところの説明を、2ページから4ページの中でいたします。
0:02:04	全体の廃止措置の状況を説明したところで次のカテゴリーになりますが、廃止措置段階におけるプラントの機能要求に対応した施設の性能維持ということで、
0:02:19	一つ目の項目カラー若干こう、細かなところに対して説明したいと考えております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:27	節につきましてはプラントの機能要求を直接担うものと、それを補完する形でサポートするような機能もございますけれども、それらを相まって安全確保というのが
0:02:41	可能でございますので、それらの要求に基づいて、確実に維持管理をしていくというところを、この中で紹介をいたします。
0:02:51	その下、管理の中で大きく機能の要求というところを、原子力災害の防止と対応、それから相磯市の安全要求という二つ二つのカテゴリーに区分した上で、
0:03:05	前回の説明をそのそれ以降を実施したいと考えております。
0:03:11	3番目のカテゴリーにつきましては、
0:03:16	前段の二つのところで確認した内容について、個々の案件としてどうなっていくのかというのを具体事例を挙げながら紹介したいと考えております。
0:03:29	廃措置の進捗に応じた性能施設の
0:03:35	内、
0:03:36	水の変化ということで、輸送によって機能要求が変化していきますけれども、その設備がどういう形で維持管理をされていくのかというのを具体事例で紹介するものでございます。
0:03:52	ここまでで、維持すべき性能施設がどのようなものかというのは説明をいたしますけれども、今回、
0:04:02	燃料の取り出し作業と異なるようなプラント状態で、作業車台の取り出し作業を行いますので、その時万が一何かが起きた場合に、リカバリープランとして使用する設備がございますので、
0:04:17	そのあたりの管理をどうするのかというのを最後に10ページにつけました。
0:04:23	これら2ページ目から20ページ目までのところを総括する形で、最終的には第2段階の性能施設の変更点がどのようなところに集約されるのかというのを、まとめとして21ページに記載した。
0:04:40	ということで、今回こういった説明用紙をつけたのと、21ページ目にまとめをつけたのが、大きな前回説明からの変更点になります。
0:04:51	中身で一部変えてるところもありますので、2ページ目以降につきましては、その辺りを補足しながらご紹介をいたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:02	それで2ページ目につきましては、廃措置における設備の維持、運用の見直しということで、ここにつきましては、プラントの安全要求であるとか設備の維持上の課題。
0:05:16	廃措置の作業との関係という中で、再度廃止措置段階で必要な機能であるとか設備であるとかというのを評価をした上で、
0:05:29	いるものについては、いろんな方法例えば、そのまま維持していくとか、もう少し縮小して維持していくとか、いろんなパターンがございますけれども、
0:05:40	そういった必要な設備については、必ず維持をする。
0:05:45	不要となった設備については、廃止措置ですので、どんどん解体に進んでいくわけですから、そういったフェーズに進んでいくというのが大きな設備の維持の考え方でございます。
0:05:58	3ページ目以降になりましたは、3ページにつきましては、排出の進捗に応じて、機能というのが、こういった形で変化していくのかというのを概念的に示したものでございます。
0:06:13	説明上、これ以降のページにつきましては、性能施設というものを、左の方に記載いたしました原子力災害の防止の対応を変えさしの安全確保という二つのカテゴリーで説明していきますので、
0:06:28	その概況としてこういった3ページの中でお示ししてございます。
0:06:35	続きまして4ページ目につきましては中身は変更してございませんが、はい措置の全体の中で、M i l l s t o n e といいましたけれども、
0:06:46	ポイントとなります。廃措置の段階がどの位置に位置付けられているのかというのを示したものでございます。
0:06:55	今回の第二段階理屈での廃措置計画の変更という中では、性能を明確化するであるとか、ああ、
0:07:06	廃措置の進捗で一部いらなくなるものとかがございますので、主には、認定終了、それから燃料を取り出し終了、S F - 強制冷却のを不要という中で、
0:07:19	我々としてこういった設備を維持していかなきゃいけないのかというのをこれ以降、順次説明する予定としてございます。
0:07:28	5ページ目につきましても独断変更はしてございませんが、前回の説明はもう少し後ろの方にこのページがあったんですが、順番を入れ替えまして、
0:07:38	全体の説明の中で、どう機能が変化していくのかというのを、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:45	原子力災害防止のための安全機能、それからそれを補完するための機能というのを相まって安全は担保しますというのをまずは説明した方がいかなと思ひまして、
0:07:57	前の方に移動させました。
0:08:01	それから 66 ページにつきましても特に変更ございません。各個別機器についてどのようにカテゴライズをしていくべきかというのを、
0:08:12	フローを作ってその上で、選定をしていくという説明になります。
0:08:19	7 ページ目 8 ページ目は、そのフローに従って、機能を振り分けていくと、このような結果になりますということになります。
0:08:31	それで 8 ページ目の一番下のところにですね、
0:08:36	安全には寄与しないというのを自主的に管理する施設というふうを選定をいたしましたけれども、
0:08:44	プラント運転補助機能にあります、淡水供給機能、
0:08:49	いわゆる
0:08:50	生活用水の浄水を作るような感じの設備でございますが、それと排水処理、こちらは大杉の処理みたいな設備でございますがそんなところは、
0:09:02	安全機能、寄与しないので、性能施設からは除外ができる。また、管理区域以外の換気機能につきましても、同様に安全には特段気をしないところもございまして、
0:09:16	今回の中で、性能施設からは除外をする、今のところを整理いたしました。
0:09:24	それから 9 ページ目以降につきましても、性能施設として選んだものについて、その維持範囲をどうとらえるかというところで、
0:09:34	当然ながら、ユース等が進捗していけばプラントの状態も変わって行って、どんどんどんどん機能がいらなくなるのであれば、設備もいらなくなりますんで、その辺りを、①番として記載をいたしました。
0:09:50	②番につきましても、
0:09:53	これは降灰措置になった段階でのお話でございますが、炉心の冷却等々をいらなくなる燃料の冷却等々いらなくなったところで、
0:10:04	独立した調整の安全要求というのもなくなくなってきますので、その辺りを再度記載したというところでございます。
0:10:13	3 番目につきましても、今回の申請の中では、まだお示しすることができませんけれども、廃止措置を進めていけば、新たに必要な設備というのも当然ございますので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:26	その辺りは今後の申請の中で記載をし、ご説明をしたいと考えております。
0:10:35	10 ページ目以降につきましては、先ほどの金ページ目でご紹介したような内容について各論に移ることとしてございます。
0:10:47	1 ページめくっていただきましてですね、11 ページ目にはまず代表的な設備として燃料の取り扱い関連設備の状態がどうなるのかというところで、これも中身は変えてませんが、
0:11:01	今までは燃料体を取り扱うというふうなところで維持管理をしてございましたが、今度は取り扱うものが遮へい材等に変わりますので、そこについての機能の要求を、
0:11:14	変えたいところでございます。
0:11:17	1 ページ目の 12 ページにつきましては新たに付け加えさせていただきました。
0:11:24	今回、特徴的なところとして、燃料池の冷却が不要になると、いうような、新たなマイルストーンをつけたいと考えてございますので、
0:11:35	それに関するようなところの大瀬説明ページを 1 枚付け加えさせていただきました。
0:11:43	燃料池の強制冷却を不要ということですが、そもそも燃料池の冷却系統というのを図のように示してございます。
0:11:53	燃料池側の水を、循環ポンプを用いまして循環させながら、下の方の熱交換器で冷却をした上で、燃料池に戻すというような系統でございます。
0:12:06	それでマイルストーンとして、この冷却が不要となるということでございますので、下の赤点線で引いたような、燃料池の冷却に用いていたような設備については、
0:12:18	企業の要求が不要となると、いうようなところを今回新たに付け加えたいとございます。
0:12:30	13 ページ目、14 ページ目でございますが 14 ページ目につきましては、ナトリウム関連設備機能を維持機能プラント状態の関係を示したものでございます。
0:12:44	前回の面談の中から変更したのがですね、
0:12:48	説明の後の方でリカバリープランっていうのが出てくるので、プラントゾーン全体の中で、リカバリープランで使用する設備の範囲がどの辺りなのかというのを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:59	明確にした方がいいだろうということで、黄色点線で引いたような、リカバリープランで使用する範囲というのを付け加えさせていただきました。
0:13:10	原子炉容器と一次系周りにナトリウムを循環させるようなところを、をリカバリーさんとして指定をいたします。
0:13:21	それから、10、15 ページは飛ばしまして16 ページ、17 ページにつきましては、放射線管理施設の維持の考え方でございます。
0:13:34	内容については前回説明から変更してございませんけれども、
0:13:41	燃料もある位置が燃料意見に変わりますので、今まで維持して使っていたりしていたような、主に関係のうち、いらなくなるものがありますので、その辺りを目的に示してございます。
0:13:58	西郷各論の中の18 ページでございますけれども、特徴的な系統ということで、管理通帳設備について、
0:14:08	どのように維持していくのかというところを示しました。
0:14:12	これは、
0:14:13	もともとの設計がプラント運転を想定してございますので、設備はいろいろたくさんついてますけれども、挨拶の段階というプラント状態を管理すると、設備の台数とかが減らせるというのを説明したものでございます。
0:14:31	あと、19 ページ目につきましては、前回ご紹介のところですけども、最終的に6-1 表がどのような記載になるのかというのを明示しました。
0:14:46	それから20 ページ目のリカバリープランにつきましても、図とか説明自身は書いてございませんが、他のページがタイトルの下に説明文書を入れてましたんでこちらもその方がわかりよいかあと考えまして説明文書だけを追加してます。
0:15:05	燃料問い合わせ作業しゃへい体等取り出し作業では、研修の松江梅木が異なって、減収木野夏目駅を変化させるような設備につきましては、リカバリープランで使用する設備というふうに定義をいたしまして、
0:15:21	その
0:15:25	なんか、遮へい体の取り出し作業というようなことを十分、運転経験を積むまでは、性能施設として管理をするというところを記載してございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:36	性能施設で管理をするという意味は下の絵の通りで、廃措置計画の中では性能維持とするし、保安規定に定める保全計画の中では、吸収設備という取り扱いで、
0:15:50	特別なほどい計画で管理をいたします。
0:15:53	その上で、速やかに復旧させるという観点におきましては、時間を要する点検は前もって点検期限を迎えればやるし、
0:16:04	すぐに電源ができるようなものも一部ございますので、それについては使う前にであれば十分に復旧時間が短いということになりますので、
0:16:14	こういった点検をやった上で、設備の健全性を確認した後、それらの設備を使用するところを紹介しております。
0:16:26	最後に 11 ページ目を付け加えましたけれども
0:16:31	これまで前段で説明してきた内容として、第二段階の性能維持施設として、こういったところを変更するのかというのを四つのカテゴリーに分けてまとめとして記載をいたしました。
0:16:46	一つ目は、性能施設とする施設の見直しということで、
0:16:51	プラントの安全機能要求という中で、
0:16:55	廃止措置段階でプラント安全に寄与しない気機能というのも現状の性能維持施設の中にはございます。
0:17:06	具体的には淡水供給機能排水処理機能、非管理区域の間、換気機能でございますけれども、これらにつきましては、今回申請のタイミングで自主的な管理に
0:17:19	設備にことを考えております。
0:17:23	二つ目としましては、遮へい体等の取り出しというのをこれから行っていきますが、その中で、必要な見直しを行います。
0:17:33	燃料交換設備は、燃料出し入れ機等につきましては、取り扱いする最終が、これまで燃料体でございましたけれども、遮へい体や議題等と、
0:17:46	になりますので、安全上の要求は格段に下がっていきます。従いまして、維持機能としても、年齢を安全に取り扱う機能というところから、
0:17:57	遮へい体等取り扱う機能というところに変更いたしました。
0:18:02	ただし、遮へい体の取り出しの中では、必ず項を、
0:18:08	何かがあった場合に、すぐに元の状態に戻せるよう、リカバリープランというものを準備をした上で、それ以外の設備については、才能施設と、
0:18:19	ことを記載をいたしております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:22	3番目といたしまして、廃止措置のマイルストーンでの、フランスの安全要求の変更を反映ということで、
0:18:32	これまで雲仙終了燃料体の取出し終了、ナトリウム取り扱い終了みたいなところをマイルストーンとして定めていましたけれども、
0:18:43	燃料がすべて燃料池に行きましたので、これからは、一つの③として、使用済み燃料の強制冷却が不要と終了というところも、
0:18:55	付け加えることができますので、そういったところを設定をし、関連します。燃料池。
0:19:04	水の浄化装置、原子炉補機冷却設備等、またその電源供給の機能につきましては、維持期間を強制冷却不要となるまで、いろんな変更をいたします。
0:19:18	最後、性能施設の性能の詳細化というところで、これまで、
0:19:27	近居民家通りみたいな記載になってございましたけれども、今回の改正の中で、プラントの安全機能要求を満足するために、
0:19:38	必要なプラントの運用状態に基づいて、どのぐらいの機器の台数があるのかというところを評価した上で、これまで危険稼働率を記載しておりました性能維持施設の性能をこれを、
0:19:51	新たに追悼するような詳細化を行います。
0:19:56	というところで、説明資料は以上となります。
0:20:02	私からの説明は以上です。ご確認よろしく願いいたします。
0:20:09	原子力規制庁の加藤です。ご説明ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして規制庁から質問コメント等ありましたらお願いします。
0:20:23	規制庁の加藤です。すいません確認なんですけれども、最後のページで
0:20:30	廃止措置のマイルストーンとして、使用済み燃料の強制冷却要求終了点を設定しますよと、というようなご説明があったんですが、
0:20:40	この強制冷却要求終了と判断する時点というのは、当然廃止措置計画の変更をして、その中で、
0:20:51	もう切っても大丈夫だっていうことを、技術的に説明するという理解でよろしいですか。
0:20:56	はい。その通りでございます。他プラントの敗訴地形架空でも同様でございますけれども、その強制冷却が不要というところを評価した上で、実プラントで冷却を止めた場合に、
0:21:13	その燃料池の温度がどう変化していくのかというのを、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:17	実例として確認して、その上で、申請、最新申請の変更をして、そういう状態になったというのをご確認いただくこととなりますので、
0:21:28	そのステップは、今後でございます。
0:21:32	わかりました。
0:21:56	はい。それではあと特にないようですので、続きまして資料の2のご説明をお願いします。
0:22:05	はい通番本部の、
0:22:07	高尾でございます。汚染の分布評価の取り扱いについてご説明します。
0:22:13	前回からの変更点でございますけれども、汚染の分布、評価の結果をですね、解体工事だとか、廃棄物の処理の設備に反映するんですけれども、
0:22:30	その後喜寿通についてですね、内容を明確にしたというのが変更点ですんで、辺りを中心に説明したいと思います。
0:22:44	それではですね、2ページ目3ページ目にまず問10特徴だとか、反映先全体像って書いてございますけれども、これについては、
0:22:56	言葉の微妙な変更がございますけれどもなかなか見自体をですね特に変更はございません。
0:23:02	それから、4ページ5ページですね、ここをですね、今回ちょっと見直しというか図りました。
0:23:12	4ページの表表ですね、これは汚染、放射化補正に条線がございまして、
0:23:21	それぞれこのようなフローに従って実施してます。これを最終的に解体計画だとか、廃棄物設備の整備計画に反映して参ります。
0:23:32	注釈で※1※2※3と打ってますけれども、
0:23:38	第一位段階終了課題二段階前半時点で、放射化汚染条線ともにですね試算結果が出て参りますんで、
0:23:49	その裾の都度ですね、順次解体計画なり廃棄物の処理設備の整備計画に反映するということを明記いたしました。
0:24:00	それから4ページの右下の方にですね、解体計画と廃棄物処理設備整備計画について、二次的な汚染の結果を反映するんですけれども、
0:24:15	二次的な西縁のうちですね、
0:24:20	汚染水の方はですね、解体計画の方にインプットデータとしてします。それから、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:28	放射能濃度の方は、これはレベル区分を決めるためのものですのでこちらの方は、廃棄物処理設備のですね整備計画に反映する旨、明確にいたしました。
0:24:41	あと、4ページと5ページ目、5ページ目に4ページ目のですねこのフローを、工程表のフォーマットに落としたものです。
0:24:51	4ページの井戸ですね色と、5ページの移動をそろえてですね、対応関係がわかるようにしました。
0:25:01	先ほどちょっと私説明いたしましてですね、
0:25:06	第1段階の周ジョウ時点の試算結果を解体計画に反映するとか、廃棄物処理設備の整備計画に反映するといった内容でございますけれども、
0:25:19	表の見方としては例えば、
0:25:22	汚染の分布評価の(1)の放射化汚染の分布評価というのがございます。ここの②のですね、放射化汚染の試算結果がですね、
0:25:33	2022年6台に出ます。
0:25:35	それ、これ欲しいついでにですけどもずつ下いってもらおうと、解体計画への反映だとか、
0:25:43	あと、高放射性固体廃棄物の推定発生量の評価だとか、この星から丸2個繋がるようにですね記載してございます。
0:25:54	このような感じで、汚染の分布評価を解体計画だとか、廃棄物処理設備の整備計画へ反映するっていうのを、わかりやすく、今回改定をいたしました。
0:26:08	続いてですね6ページ7ページは特に放射補正の話ですけども内容の変更はございません。
0:26:16	8ページ目も同様です。
0:26:19	で、
0:26:20	9ページ、10ページ、11ページ12ページは、二次的な汚染のお話書いてございます。
0:26:29	ここですね、今回の廃止措置認可申請書に反映する事項が一つございます。
0:26:39	これはですね、12ページをご覧ください。
0:26:45	12ページに、赤でちょっと記載しているところありますけれども、その上にですね、NaIサーベイメーターでスクリーニングを行いました。
0:26:57	最大線量は記載してございますけれども、管理区域の設定基準に比較して十分小さいことを確認しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:06	その結果を踏まえるとですね、本文 922、記載した内容としては、
0:27:15	等ですね。
0:27:17	つまり第 3 段階のナトリウム設備の解体の系統内全体の除染ですね、これは不要である、汚染除去必要であるということを、今回の排出時、
0:27:31	認可申請書の方に反映する予定でございます。
0:27:36	ちょっと説明がちょっと前後になりますけれどもこの 5 ページの工程表で言いますとですね、
0:27:44	5 ページの (2) の二次的な汚染評価の①。
0:27:52	のところですね、2020 年度までに N a l 見識のスクリーニングを行うって書いてございますけれども、このスクリーニング結果を踏まえて、今回の
0:28:04	本文 9 のですね、汚染の除去に反映する必要はないという結論に至りました。
0:28:12	それからですね、また戻りまして 13 ページ目以降が、もんじゅの汚染の分布状況でございます特に内容の変更ございません。
0:28:24	あと 14 ページ 15 ページ目がですね、解体計画だとか廃棄物処理設備への整備計画への反映ですね。
0:28:34	これについてですね、ちょっと記載を追加したのが 14 ページ目のですね、
0:28:41	右上の部分でございます。
0:28:45	ここでは
0:28:48	汚染密度のですね、計算を行うというふうに記載しております。
0:28:53	これ二次的な汚染ということで一次冷却系の配管とかを解体した時のバウンダリ開放時にですね、
0:29:04	被ばく評価のために汚染密度を用います。それを記載として明確化したというものでございます。
0:29:12	それから、14 ページの右下にですね、系統別の放射能濃度を採取してですね、
0:29:21	ということを書いておりますけれども、これは放射化汚染時的な汚染ともに、床、この濃度を算出してですね、
0:29:33	固体廃棄物の推定発生ジョウを集計しますということを、記載内容に明確化を図ったものです。
0:29:42	あと 15 ページ目はですね、反映したのが、継続んっていうところがあります。汚染の分布評価結果。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:51	汚染密度データ等放射能濃度データ、2種類ございますのでそれを区別して明記いたしました。
0:30:02	そういうことが16ページ目です。
0:30:04	これは、
0:30:07	廃棄物処理設備の反映なんですけど、
0:30:09	従前汚染の分布評価結果を反映するっていうことだけを記載しておりますけれども、その中身を記載しました。
0:30:18	放射能データと物をデータを踏まえて計算をしてですね、これを廃棄物処理設備の
0:30:25	スペックの方の方に反映する旨を記載してございます。
0:30:30	最後に17ページ目の記載は書いておりませんが、
0:30:35	今回の認可靱性所のお話をいたしますと2ポツと3ポツ目です。
0:30:43	本文9の汚染時を汚染の除去に反映する。
0:30:49	中身はですね。
0:30:51	系統内条線が必要はないと、いうことを反映する旨が記載してございます。
0:30:57	汚染の分布評価の取り扱いについての説明は以上でございます。
0:31:02	ご確認をお願いいたします。
0:31:05	市長の方でご説明ありがとうございました。それではただいまのご説明につきまして規制庁側からもコメントありましたらお願いします。
0:31:27	有吉です。
0:31:31	あれですか、
0:31:34	一次系は、臨床容器カンケイスイを除くと、来年の当選はされてないので、
0:31:44	これはあれですが、解体前に女性はいらないということなんですか。
0:31:49	はいその通りでございます。
0:31:51	で開催したときはどうなりましたっけ。
0:32:01	はい。解体したときの話なんですけど、これは15ページ目に記載してあります。まだ二次汚染の分布評価結果がまだ出ておりませんので、
0:32:17	分布評価が出ましたら、すべての解体工事について、どれぐらい被ばくの評価があるかというのを事前に確認します。
0:32:27	ということなので今はまだ現状やっておりますけれども、2段階に入ってからですね、順次解体工事ごとの被ばく評価を行う予定でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:38	はい、わかりました。
0:32:43	すいませんちょっと感じない質問しかなかった。申し訳ない。
0:32:55	ございますでしょうか。
0:33:03	よろしければ次資料の3のご説明をお願いします。
0:33:07	はい。物流計画の検討の状況について通番本部の高尾より説明いたします。
0:33:16	全課飯野4月の面談では、指導自体のコメントは、特にございませんでしたが、本日ですねの資料では、
0:33:29	主に物流のイメージのところですね2ページ目3ページ目のところ、これをちょっと、特に3ページ目ですね、今考えている、二次系の解体の方法をですね、
0:33:45	2種類ございますけれども、これについてちょっとすぐに発足特に改善しましたんでそのあたりを中心に説明したいと思います。
0:33:56	それではですね、まず1ページ目は特に変更はございません。
0:34:02	今日の説明のポイントは2ページ目と3ページ目なんですけれども、2ページ目のなんですけれども、無条件時期一次系と解体して参りますけれども、
0:34:18	水ジョウ系は、単純に解体撤去してですね一次他が排出運びになるんですけれども、二次系はそのナトリウム設備ということなので、
0:34:30	解体した後に、洗浄するといったナトリウム特有の話がございます。ということで、赤箱で囲ったところについてですね、本年度、
0:34:42	昨年度からですね、中心的に検討しておりますんで、それについて、3ページ目で説明をさせていただきます。
0:34:53	3ページ目お願いいたします。
0:34:57	4月の面談でもですね、2種類の計解体のケースがあるというご説明をいたしました。
0:35:08	今日はちょっと、より明確にしております。
0:35:12	ケース1っていうのは、2次系脳設備をですね、
0:35:19	設置場所から、切りますまず、周期というのは蒸発器とか加熱機とかそういう大型機器ですね。
0:35:30	主配管と機器をまず切ってしまいます。
0:35:36	それを不燃とかで変圧器エリアにも持ってきてですねそこで、
0:35:43	2次会大切なんて言って細かい切って参ります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:48	最終的にタービン建屋でナトリウム洗浄するというのが、搬出先での変圧器エリアの会解体ということでございます。
0:36:00	それでタービン建屋のナトリウム洗浄につきましては、初期細かく切ったメインのコンポーネントと、あと式を除く配管類の洗浄することをです、
0:36:15	タービン建屋の跡地で跡地にですね、ナトリウムの処理設備を設けて行うことを考えてございます。
0:36:25	それから係数2というのがですね、
0:36:28	二次系の設備が現位置設置場所、解体と書いていますケース1は範囲先書いてそこに間違いがございます。
0:36:37	書記を除くものはどちらも現位置解体なんで、式の方だけのパターンが異なっております。
0:36:46	まずですね設置場所で、コンポーネントと配管を切るということには変わりはありません。
0:36:54	まずですね、書いた撤去してクレーン設備で運んで、
0:37:01	一時保管いたします。
0:37:04	今ジョーカーなんですけれども、もんじゅの他工場建屋の横の第1倉庫を改造して一時保管することを考えております。
0:37:15	それと同時並行的にですね、二次系の主機を除く配管類、ヒーターとかのなど、そういったものを解体を行います。
0:37:27	そうするとスペースは、さらに発生いたします。
0:37:31	そうやって主義と、それ以外のものを全部抜けるとですね、ケース1に比べていま広いスペースのが発生しますんでそこにもう1回ですね、
0:37:43	二次系の主機の一時保管したものを、クレーン等を使って戻します。
0:37:49	そこで細かい切断を行うということでございます。
0:37:53	それで、ケース1とケース2の
0:37:58	違いというかケース2のこれ欠点利点を右下に書いてございますけど、
0:38:05	ケース2で、
0:38:07	今期、
0:38:09	主要なものを一時保管をするということは、補助建屋自身にスペースが発生しますんで、
0:38:18	配管等の小型種の機器のですね、解体がしやすくなるという話と、
0:38:26	あと変圧器エリアのスペースと補助建屋の設置場所のスペースを比べるとですね、補助建屋の設置場所の方が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:35	エリアとして非常にひどいので、同時に複数ループの二次切断改定を行えるといった間違いがあります。そういったことで今ケーススタディをしている状況です同時並行的に、
0:38:50	その検討プロセスが4ページ目にございます。これ前回と同じような絵なんですけど、
0:39:00	現状で採用の可能性の低い工法についてですね、どこでいろいろしてありますここをちょっと明確にしております。
0:39:10	今残っているのがここに書いてある、
0:39:14	広報ですね、上から下に流れるような、
0:39:17	方法ですけどもそれを今検討をしているところでございます。2020年度中をめどに解体工法を決定する予定でございます。
0:39:28	それ以降のページは特に変更はございません。
0:39:32	見やすくした程度です。5ページ6ページ。
0:39:37	あと7ページ。
0:39:39	8ページはタービンメディアのキーエリア計画。
0:39:44	それから、
0:39:45	9ページは一時での予計画ですね。
0:39:49	10ページは、様々なワーキングで共同で業務を進めて参りますといった話。
0:39:57	11ページ目も特に内容の変更はございません。
0:40:02	はい。
0:40:03	ですね、今回の排水沈下申請書等の関連ですけれども、特に広報とか、そういったものがですね物流だとか、そういったものが認可、
0:40:17	申請書マターにはなっておりませんがこういった物流の検討を行うといった概念みたいなものを書きますけれども中身が審査対象になるということはありません。
0:40:29	説明は以上です。
0:40:33	院長加藤です。ご説明ありがとうございました。ただいまの説明について質疑、
0:40:39	ありましたらお願いします。
0:40:41	麻生アリヨシですけど。
0:40:43	加藤さんと上野三木ますけどね。はい。そのページ見てて、
0:40:49	これ前回聞いたんですか。
0:40:51	イメージもあります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:54	3 ページは今日新たに説明があったんで聞いて、イメージわかるこれ。
0:40:59	わからない。私もちょっと確認しようと思ったんですけども。うん。はい。
0:41:04	契約系契約経理やって、
0:41:07	すみません、うろ覚えですけどこれ多分建物外でしたっけ、すみません、どこは、
0:41:15	はい。タービン建屋のサトウですね、壁のすぐ横のエリアでございます。ただこれは、
0:41:21	A D 建屋から開催して外に出して、
0:41:26	外部で解体するということですか。
0:41:29	そうですね。11 ページ目の絵を見ていただくと、ちょっとイメージがつかめるかと思われま。
0:41:40	これ、原子炉補助建屋の中に、蒸気発生器とも大型機がございます。9 電設備をですね、大型クレーン設備を新たに設置しまして、
0:41:52	屋上の開口口から S G を吊り上げます。
0:41:59	それをですね、この絵ですと、原子炉補助建屋の海側の方に、新たに設置する構台を用いながら、おろしていきます。
0:42:10	赤い点線の通りに運んで参りまして、変圧器エリアというのは今使っている
0:42:21	起動用変圧器と、あと使っていない主変圧器と所内圧がございます。
0:42:28	今、エリアがくっと言ってるのは使っていない周辺や月としない変圧器ですねこれを、
0:42:36	解体した後に、多分解体エリア毎や屋根つきの建屋を作ります。そこでアライ解体を行う。
0:42:48	小向解体を行いまして、
0:42:50	その後ですね、タービン建屋に移動して、
0:42:54	洗淨するというのを、
0:42:57	案の一つとして考えてございます。
0:43:04	ちょっと追ってくださいね僕する前にはまた追いつかないんですけど、
0:43:09	のページ、3 ページで、
0:43:12	これまで二次系の解体範囲っていうのはどこですか
0:43:17	スーパーヒーターとプレイたと、それから配管と
0:43:23	それで配管はどこの流量範囲なんです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:26	じゃけ、相川です。周期って書いてある案は、ジョウ、ロバートスーパーリーダー、それから主ポンプ場な主ポンプでございます。それ以外の、
0:43:40	配管類はすべて主機手記を除くという方に入っております。
0:43:47	まずねこちらは、
0:43:50	この図を見ただけではない、理解が及ばないんですけども、
0:43:56	僕は思うんですけど、加藤さん、上田さん、それで、木幡。
0:44:02	いや、わからない。わかんない。わかんないねはい。ちょっとね、すみませんちょっとここはね、僕たち本児のことよくわかってない人が多いんで、
0:44:13	そういう説明されてもね、ちょっとついていけないなと思います。わかりましたちょっと、何て言うのかな家というのかな対応はわかるように、ちょっと今、文字が中心になってますんで、
0:44:26	わかるようにちょっと対応したいと思います。それでね、ねこの比較の意味もよくわかんないんです。
0:44:34	塀焼き外で使いたいと。これは、この場所で、
0:44:40	今の話はあれね蒸気発生器とポンプだけで、ここで言ってるのは、
0:44:46	タンク量は入ってないんですね。
0:44:50	入っておりません。はい。はい。
0:44:53	入ってないでどうしてそういう、
0:44:56	順番で検討したかったんでしたっけ。
0:45:13	すみません今ねここで記載してあるのは解体まず、何て言うのかな。開始時点ですよ開始っていうのは、
0:45:26	刀禰建設時から逆順に解体をするっていうことですので、タンクとかは、建設時に一番最初に搬入してますから、当然解体の一番最後になりますんで、
0:45:43	ここに書いてあるのは、
0:45:46	建設のときに一番最後に搬入したバーとかそういうものが書いてるんでちょっとそうですね。
0:45:53	そういう観点ではですね。
0:45:57	諏訪からちょっと整理した方がいいですねすみませんはい。
0:46:01	1、
0:46:03	言いたいことは何となく理解はできると思うんですそういう説明してくれば、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:08	だから9会議体にはやっぱりまず基本的な考えがあって、建設とは逆ですっていうのがあるんでしょ、そうすると最初に出すのはこれとこれ、これちょっと、
0:46:21	これを出すと、またスペースが空くので、その使ってまた改定が進み、そんなこと言ってるよね。
0:46:30	そうです。だから、建設時とは逆なんで、今多分
0:46:37	何て言うのかな。
0:46:39	建設時可逆って言いながらその一部しか、多分説明ができてないと思います。だから、例えば、メインのNSGとかバーとかね。
0:46:50	排出はこうやりますとかを変えているだけで、例えば全部を述べようと思うと、多分この阪神ところまでちょっと、
0:47:00	言わないと、多分と話の繋がりが、
0:47:03	ちょっと見えてこないかなとそんな感じがしましたすみません。根井江藤そこそこまで僕、難しくするそうにないので、
0:47:12	前段としてね、まだね建設の弱だっていう話があれば、そういう時に何から出しますって話が繋がってくるので、その程度の先生方になればいいのかなという気がします。
0:47:25	当然タンクは集まりやすってのはそれで、場所とか地下にあるっていうのはわかるので、それでいいと。ちょっとね、
0:47:35	3ページの図が最初に来るとね。
0:47:38	私たちはまだちょっとついていけないんです。理解できなくて、
0:47:42	ちょっとそこの説明の順番を工夫した方がいいと思いますけど。
0:47:50	すみません。事象村井でございます。申し訳ございません。今有賀さん言われたところについてですね、我々の資料はちょっと、
0:48:01	少々を不足でございます。今お話を聞いていてアライが認識をしたのは3ページ、2ページの前にですね、今回、
0:48:12	この物流の検討というのは何を考えないといけないのかというところの入口整理の話を、
0:48:19	をまとめて、今、亜硫酸がと、概略お話いただいたように、
0:48:29	まず二次系、一番最初にあるナトリウムの岡井大樹の解体の二次系の機器については、順番として、大きく分けてこういうことをやる。一番最初にやらなくちゃいけないのは2種機いいとか、
0:48:43	配管類であり、それについては、物流、作業スペースを作りながらやっていく。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:52	作業スペースを作って、解体してまた作業スペースを作ってまた解体してそういう順番にやんなくちゃいけないくて、そういうところについて物流をより、
0:49:03	ゴール合理的に効率よくですね進めていくために、集中検討させていただきいくと、そういう辺りの入口のですね、
0:49:14	今回せご説明をさせていただくスコープの部分をちょっと1、1枚2枚活用してですねご説明を差し上げ、そのあとに2ページであったりとか、
0:49:26	3ページであったりとかっていうところに展開をする、少し資料についての
0:49:33	修正、調整を図りたいと思います。ありがとうございました。はい、どうぞよろしくお願いします。
0:49:42	すいません、遠地のジョウですけれども、少しだけよろしいでしょうか。どうぞ。
0:49:48	今日の資料の中で、5ページをちょっとご覧いただきたいんですけども、5ページがですね、建設時の作業風景を1枚、切り取って入れてあります。
0:49:59	今回ご説明している内容はですね、二次系の物流の基本方針の検討状況を見てないにご説明をしているんですけども、
0:50:10	いろいろ検討している中で、この中の一つとして、項目御説明しています。この5ページを見ていただくと、ちょうどですね、
0:50:23	これは今かなちょうど多分現地に据えつけているところの写真だと思います。
0:50:29	この5ページの写真のちょうど真ん中にですね、原子炉補助建物の大型クレーンという吹き出しを書いておりますけれどもここで、高齢た蒸発機をですね、つり入れてるところを、があります。
0:50:43	今日ご説明しようとしていたのは、こういう大型クレーンの設置が、
0:50:50	当時は設置されていて、この型クレーン、あとは左側にある、原子炉補助建物、海から海側の構台とか、
0:50:59	あとはその後ろの方にあります原子炉補助建物、海側の大型クレーンとか、建設時はですね、こういうよう中機材を仮設で置いていて、
0:51:10	工場の方で組み立てた手記と今回呼ばさせていただいておりますけれども、そういうものをですね入れていったと。そういうところから始まって、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:21	物流の計画というところを検討する中で、これの約手順でもんじゅを解体しようと思うと、どんな課題があるのかと。
0:51:31	そういうのをですね、今検討していると。そういうことになります。
0:51:36	今年度中にですね、決めたいと言っている物流の維持系の基本方針というところについては、この建設の逆手順と同じような形で、
0:51:48	この大型クレーンとか、構台をつけてやるのか、もしくは、全く違う方法を考えるのか、そういう話をですね、検討していく状況というのをちょっとご説明させていただいたと。
0:52:01	いうところになっておりますので、まず最初に、そのあたりの導入をちょっとさせていただいて、具体的に検討している中身について、詳細を説明していけるような、ちょっとそんな資料構成に、
0:52:14	していきたいかなというふうに思っています。
0:52:17	はい有吉です。
0:52:19	城さんの5ページ見ながら、ちょっと。
0:52:22	聞きますけれどあれですね、どうも話の、感じ方からすると、あまりこういうもう構台とか大型クレーンとかスキル、
0:52:32	ことはあまり考えたくない、そんな感じから、
0:52:36	この辺の大型クレーン構台つけようと思うと、すでにある既存の設備とかなり干渉するので、単純に預けられるいうふうに思っています。なので、
0:52:48	もしこれをつけるとなると、事前にやるのが他にどんどん出てくるということになりますので、
0:52:54	このやり方であればですね、成立はすると思っておりますけれども、廃止措置ということなので、より効率的に安全にできる方法が、他にもっとないんだらうかということで、いろんなケースを検討しよう。そういう話になります。
0:53:12	はいいろんなケースを検討するってのは理解できますがそれで結構かと思えます。
0:53:18	だけど、あれでしょ。
0:53:20	江藤。どうせ今ついているこれはもう解体しなきゃいけないでしょ。
0:53:25	どっかの通りです。はい。
0:53:27	というか、そういうパターンも多分あって、今ついているやつを乗っけて本当に逆手順でずっとやっていくっていう考え方もあるってことですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:36	それはいいのかわかんないけど、
0:53:38	基本的には、当時そういうふう建設をしたということなので、その逆手順でやるのが筋だとは思っています。ただ、それをすると、繰り返しになりますけれども、かなり
0:53:51	大変なところもありますので、廃止措置の全体像というのを、
0:53:58	少しかなりのポンチ絵になりますけれども、お示しさせていただいておりますけれども、全体像をですね、満足しようと思ったときには、もう少しいいやり方がないんだろうかと、そういう議論がですね、
0:54:10	中で沸き起こってきてますので、それを今検討していると。で、ここで決めようと思っている基本方針というのは、今後の設計の基本方針ということになりますので、
0:54:23	実際には、その設計が行われて、この工法でいこうというのを決めて、それで初めて許認可申請するものかなというふうに思っておりますけれども、
0:54:35	今はその検討状況として、そういう基本方針を決めようと思っていると、その途中としてこんなことを検討していますと、そういうのをご説明させていただいているということです。はい、わかりました。
0:54:46	はい。
0:54:53	他何かご質問等ありますでしょうか。
0:55:02	よろしいでしょうか。
0:55:04	それでは先ほどのコメントを踏まえまして、部長おっしゃったような形で資料を修正していただいてまたご説明いただければというふうに思います。よろしくをお願いします。
0:55:17	それでは続きまして資料の4のご説明をお願いします。
0:55:21	はい。敦賀本部サワザキです。資料4番5番は、説明と一緒にさせていただきたいと思います。
0:55:30	まず資料4からです。
0:55:32	これはですね江藤記者さんから連絡いただきまして、
0:55:38	昨年の9月から新、
0:55:43	プロジェクトマネージャー置きまして、この第二段階以降の挨拶計画というのを検討してきてございます。
0:55:50	これまでの検討してきた状況を整理したものとしてこちらを用意してございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:56	この表の見方でございますけれども、一番左の列が項目とございますけれども、
0:56:04	これが9月の監視チーム会合の別添、資料2の別添2と、
0:56:10	ということで、こういったことを検討していきますということを述べたものです。
0:56:15	その各項目に対しましてその隣の列で確定したこと。
0:56:21	その隣の列が今後検討していくこと。
0:56:25	一番右っ側に説明実績ということでいつ説明したかという形で整理させていただきます。
0:56:34	それではという形になってますので中身について簡単にいきます。
0:56:39	1ポツ全体像と第2段階のロードマップということで、
0:56:43	今後の第二段階以降の廃止措置の基本方針、完了条件を確定させたものでございます。
0:56:50	ということで、これは確定した内容ということで申請書にそれを何か、その旨を記載しようと思っております。
0:56:58	次、2ポツ、第二段階の完了条件と主要作業を、①バルクナトリウムの搬出でございますけれども、
0:57:06	これにつきましては、
0:57:09	説明はちょっと岸監視チーム会合ではできてございませんけれども、
0:57:14	2031年、
0:57:17	までに、バルクナトリウムを搬出するということを決めました。
0:57:22	それで今後検討していく内容ですけれども、どういった方法で搬出するのか。
0:57:28	そうすべきは前条の管理上の措置は何か。
0:57:32	ということに関しては今後検討していく内容ということですので今後検討して、検討した結果を昆を今回の申請ではなく、
0:57:41	後半の申請ということで申請させていただきたいと思っております。
0:57:47	次、②、ナトリウム設備の解体着手準備完了です。
0:57:52	そのうち、片括弧し遮へい体等の取り出し完了でございますけれども、これは確定した内容としましては遮へい体の取出しをやると。
0:58:02	燃取設備を使ってやる、原子炉容器平均をNFLじゃなくて整数でやると。
0:58:09	ということで安全かつ確実、速やかに作業を完了するということでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:17	これにつきましては後でリカバリープランとの話は後に書いてございます。
0:58:23	下の花壇に行きましてD海底技術基盤でございますけれども、こちらについては、その技術基盤を整備していきますという考え方を決めました。
0:58:34	今後検討していく内容ですけれども技術基盤整備の考え方を、に基づいて、実際に解体すると。
0:58:42	いうことを検討した時にはですね、その下その検討が固まりましたら、別途、A、こういったかいカー工法で解体するのか、安全管理上の措置をどうするのか。
0:58:54	というところを、別途申請させていただきたいと思っております。
0:59:00	次、2ページでございます。
0:59:03	2ページ、片括弧、解体撤去物の搬送切断天井保管等に必要な経路設備の準備、
0:59:12	ということです。
0:59:13	それを確定した内容としてはですね、
0:59:17	まずナトリウム機器、今日大高の方で説明ありましたけれども、
0:59:23	二次系機器を解体するという上では物を置いたり、洗浄したりすることが必要になりまして、そのスペースが必要なんですと。
0:59:31	いうところでタービン建物の3階以下を場所を確保するために、まず今回の次の申請で、その内容を確定した内容として申請させていただきたいと思っております。
0:59:46	次、片括弧F、放射性ナトリウムの解体設備の、
0:59:52	電、相對設備の連結する汚染分布の確認、これも今日、本日説明していただき、させていただきましてけれども、確定した内容としましては、
1:00:01	原子炉容器室以外は、線量が低いということがわかったので、
1:00:07	その解体作業前に、軽水炉さんがやってるような系統除染みたいな大掛かりなことは必要ないということがわかったと。
1:00:16	いうことを、その結果として反映しようと思っております。
1:00:22	次、③、改ざん、解体着手前に非すべき放射性廃棄物等に関する準備完了でございますけれども、片括弧g、
1:00:33	につきましては、そのFと同様となっております。
1:00:38	片括弧A1、放射性廃棄物等の処理等の事前準備。
1:00:43	につきましては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:46	放射線管理の方法につきましては放射性廃棄物の処理の方法につきましては、
1:00:52	今回やる、第申請の第二段階の前半の範囲では、粘土率設備を使った遮へい体の取出し、
1:01:03	タービン建物3階Fの解体を浅部の評価ということで、第一段階と同じ。
1:01:08	ことをやると、ということなんで管理方法も同じということで、それを確定したものを出させていただきます。
1:01:15	またプラスチック固化設備の方針につきましては、廃液が十分もつということと、後工程を考えて、断裁段階以降の解体、
1:01:26	出てくるナトリウム処理をすべてひっくるめて、廃措置を安全確実に進められるよう、今後検討して、その計画を反映すると。
1:01:36	ということでこんその旨を記載しようと思っております。
1:01:42	次ページいきまして、④、解体に向けた施設運用の最適化ということで、1、第3段階のプロた状態に応じた諸設備運用、維持改造計画。
1:01:53	こちらについては、今日性能維持施設を説明させていただきましたけれども、第3段階のことですので考え方を説明させて、
1:02:02	差し上げました。なんで実際には第3段階に着手するまでに、新たに別途、申請して認可を受けることとします。
1:02:11	使った括弧J AについてもJにつきましてはFと同様になりますので、割愛します。
1:02:19	3ポツ、第二段階を、安全確保は安全核、確実かつ速やかに行うための方策として原子炉容器S s L運用がございませぬ。
1:02:31	これにつきましては、評価してはありますが、もんじゅ実機では、そういうことの実績が少ない。
1:02:40	ということですので、そういう知見を、今、L2は、今時間かかりますので、リカバリープランを用意して、工程遅延リスクの緩和に努めると。
1:02:50	いうことを決めましてその旨を申請したいと思っております。
1:02:57	その下、第二段階移行性能維持の考え方でございませぬけれども、
1:03:03	これも今回この考え方、本日説明した内容をそのまま記載させていただきます。
1:03:10	①から⑤まで、その内容を申請するというものでございませぬ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:20	4 ページですけれどもその他ということで、ここに S F 暗室関係と書いてありますけれども、
1:03:26	これも以前ご相談させていただきましたけれども、
1:03:32	うん。S F の搬出というのはまだ経営等検討することございますので、譲り渡し先が確定した後に開催計画反映して変更認可を受ける。
1:03:43	ということで申請したいと思っております。
1:03:47	最後 4 ポツ初回変更認可申請書のところに、備考欄に記載をさせていただいております。
1:03:54	これはですね何を言わんとしているかといいますと、
1:04:00	審査基準の中で、原子炉から燃料がすべて取り出された場合には、それを証明する記録をつけることになってございます。
1:04:12	ただし、今、減少機構が考えてるのは申請は 6 月ということでございますので、
1:04:18	まだ燃料が、炉外燃料貯蔵槽になってまだ燃料池まですべて移送してございません。
1:04:26	なので今 6 月の申請ではこれはつけずに申請しようと思っております。それで、
1:04:33	12 月までに燃料域に
1:04:38	貯蔵する計画でございますので、
1:04:40	その人カーが、早ければ別ですけれども 12 月に認可だと想定すれば、それまでに、できればその結果を別途補正という形で、
1:04:52	記録を添付する形で申請したいと思っております。
1:04:58	資料 4 についてはそういう形で説明なっておりますかという形で整理させていただきました。
1:05:05	続きまして資料 5 です。
1:05:07	こちらはですね、今説明した内容について、廃止措置計画の目次を使って、どこにどう反映しようかというものを説明する資料になってございます。
1:05:22	この表の一番左の日熱が、今の背側本除灰措置計画認可申請書の目次になってございます。
1:05:31	その隣の列が今回申請目次ということで、今回 6 月に変更申請しようと思っている申請の目次になります。
1:05:42	その隣に今回変更のありやなしやを書きまして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:47	一番右っ側にこの第二段階のロードマップの検討説明箇所ということで、資料4番でも説明しましたけれども、
1:05:55	希望資料4番の今1から方が公営型学校Bと高校の各説明項目がございます。
1:06:05	この項目の土囊部分を指しているのかというのを記載してございます。
1:06:11	という形で整理させていただきましております。
1:06:15	で、すいませんここ、ちょっと伴衛藤、ハッチング、この表表の中にハッチングしてございます。
1:06:22	こちらのハッチングにつきましては、今回、へ内容について変更がない箇所、
1:06:29	が灰色でハッチングさせていただきました。
1:06:33	白抜きになってる箇所は今回変更する。
1:06:37	というものになってございます。
1:06:40	内容については資料4で説明したものでございましてそれを目次に落とし込むとどうかというのを整理させていただいたものでございます。
1:06:50	説明は以上となります。
1:06:55	規制庁の方でご説明ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、
1:07:01	コメント、質問等ありましたらお願いします。
1:07:07	それじゃアリヨシ。
1:07:09	次、資料5でね。
1:07:11	1枚目、4ポツ、
1:07:14	二次系のナトリウム抜き取りとかいうのは今回申請に入ってこないんですたっけ。
1:07:22	はい。こちらは二次系ナトリウムの抜き取りは第一段階に行う解体の方法でございまして、時期のボリュームはもう1回いただいて、間違えました。
1:07:33	今がんタンクどっかに入ってるでしょ。その抜き取り等は、実はこれいつ、
1:07:41	これはですね6月申請には入ってございませんでして、衛藤。
1:07:46	その後半、何だ。
1:07:49	45年後か、あれですか2000第一段階後半の申請で、ナトリウムの
1:07:57	搬出のところで入れ、申請させていただきます。
1:08:01	4年後、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:05	そうですか。4年後というのは決めその前、現場にさせていただきます実施が4年後ってことだね。
1:08:13	後、ちなみにちょっと聞いていいですか。これまでの説明では、二次系の抜けてる方法でなんかさ、三つの平均してずっときてましたけど、
1:08:23	あれはそこまで綺麗決めないってこと。
1:08:29	はい。6月ダンメンでは決めずに、はい。いきます。行かせてください。
1:08:39	6月で、主なやつってどうなるんだ。
1:08:43	ナトリウム機器の解体。
1:08:46	斉藤ですバルクの搬出でこれは、
1:08:50	これ位置付けの話、
1:08:52	あれなんでこれ、
1:08:55	はい。結局、
1:08:59	今回6月申請を考えてますのは、
1:09:04	第二段階前半でございまして、
1:09:07	遮へい体等の取り出しと。
1:09:12	タービン建物の三階以下の解体撤去。
1:09:18	等、第一段階に引き続き汚染の分布評価を継続するものでございまして、
1:09:25	バルクナトリウムの搬出というのは後半になりますので、
1:09:29	考え方だけ変えて考え方といっても
1:09:33	何よ。
1:09:35	ルートとか細かいことは書いてませんが31年、28年から31年にかけて搬出するという事だけ、確定ですと、
1:09:45	何で一方、どうやった方法とか、その安全上の措置っていうのは、その時まで申請しますということで、うん。その中身はないと。
1:09:55	ということになります。こういう工程とかスケジュールだけってことですね。
1:10:01	はい。そうとらえてもらって結構です。はい。はい。
1:10:07	もっと聞いていい。
1:10:09	いいですか。
1:10:10	それだけは、
1:10:12	5月の10日からやってんでしょ、SSL試験。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:17	はい。やっています。衛藤は今やってもうすぐ終わります事前確認試験位置のことですよね。どうですか。はい。はい。
1:10:28	今のところですね、想定通りの動きをしていますので、だから、例えば浮力が減るって言った計算出した通り、大体それ同じような値が出てますし、
1:10:40	熱収縮なんかも、想定通りというところで、今のところ想定外のことは起きてませんので、これを一つずつ確認していけば、
1:10:50	着実にSSL運用開始に向けて準備できていると思っています。はい、わかりました。
1:10:57	私以上です。
1:11:03	カトウですみませんちょっと繰り替えCで確認しまいかもしれないんですけども、資料の4で、
1:11:14	燃料が抜け聞いた燃料の炉心から燃料取り出したことが、完了していることについては、補正申請をする予定だという、
1:11:27	書いてあるんですけども、
1:11:30	燃料を炉心に入れられないようにする恒久停止措置みたいなものっていうのは、もう最初に申請にも記載されるっていうことなんですか。
1:11:42	原子力機構サワザキです。そちらの方はですね衛藤土岐家と、保安規定の審査基準になると思ってございまして、
1:11:52	保安規定の中で、再装荷できない措置っていうのがどうとられてるのかというのを、今後確認していくものだと思っていますので、廃止措置計画には本来審査基準としては入ってないと思ってございまして。
1:12:09	あわせて保安規定変更する。
1:12:12	ですよね。
1:12:14	今スケジュール個票ではそうなってございますが、ちょっと少しまたそのお話は別途させていただきます。ちょっと本部内でも少し議論をしまして、
1:12:26	ちょっと時期についてはちょっとまた別途ご相談ということで今日はちょっと勘弁してもらってよろしいでしょうか。見てるでしょ。いや。
1:12:37	とんでもないですハード対策します。衛藤前高木課長から説明させていただきましたけれども、
1:12:44	投信燃料の
1:12:47	何だっけ、移送のところを遮断するに負担をしたり、インターロックとか説明させていただきましたけどもそれはやります。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:08	よろしいでしょうか。
1:13:10	規制庁上野です。資料5について教えて欲しいんですが、
1:13:15	資料5の7ページ、7ページ。
1:13:23	ごめんなさい。
1:13:25	7ページ内ウエノところに炉心等から取り出されていることを明らかにする資料については、
1:13:34	燃料域に、
1:13:37	初動後に追加ってということなんですが、
1:13:41	この間のその4月の段階で、炉心からは燃料が取り出されてる。
1:13:49	状況だと理解してるんですが、
1:13:53	そのことは何か申請には反映しないってということなんです。
1:14:02	はい、その通りで衛藤今E V S Tにありました炉外燃料貯蔵槽にありまして、炉心にはございません。
1:14:12	ただ、江藤、何だっけな、ここ審査基準で、炉心等になってございますので、これはどういう意味かというのを解釈すると、その燃料池に、
1:14:24	みんな持ってったこと等々読めますので、
1:14:28	この当時の燃料県行ったことだと。
1:14:30	いうところまでつけないと、全然満足するようなものにならないと思ってますので、
1:14:36	はい。全部最後まで移送してからだと考えてございます。
1:14:41	多分その解釈で陽性、始めはね、ナトリウムとプルトニウムというキーワードで考えられちゃったから、燃料がね、全部なされるからダムといったところに多分こだわりあったんですよ。
1:14:55	だから、原子炉カラー出るってのはそう理解してて、でもね、ドライ燃料貯蔵槽にあるから、まだ途中だっていう言い方もって、
1:15:05	だから正直燃料費までね、
1:15:09	関西ではないと、そんなところで言ってないんだと思うんです。それはそれで昔はそんなにないで、
1:15:15	おかしくないと思うんですけど、
1:15:19	以上です。
1:15:22	何か軌道起動しないことの一つの
1:15:28	なんかねえ部署ではあるんだけどそこはもう議論済みの議論、自動車輸送でしょ。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:08	横井調査官からも特にございませんでしょうか。
1:18:12	はい横井です。本日ありがとうございました。特別ございません。また引き続きよろしくお願いいたします。ありがとうございました。
1:18:21	はい。よろしくお願いいたしますそれでは本日の面談終了にしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。
1:18:28	ありがとうございました。
1:18:30	どうもありがとうございました。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。